

平塚市身体障害者用自動車改造助成事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、身体障害者（以下「対象者」という。）が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 本事業の対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている低所得世帯（特別障害者手当で用いている所得制限にかからない世帯）であり、対象者自らが所有又は生計を同一にする者が所有する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造し、運転することにより社会参加が見込まれる者とする。ただし、対象者自らが、現に当該自動車を運転できる運転免許を受けていない場合は、本事業の対象外とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費（上限は90,000円）とする。対象者一人が申請できる改造対象車両は1台とし、車両の入れ替え等で再度改造が必要となり、助成を受ける場合は、当該年度の前年度から起算して過去5年間当該助成を受けていないものとする。ただし、障害状況等の変化などにより、市長が改造の必要性を認めた場合はこの限りではない。

(助成の申請)

第4条 自動車改造費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車改造を行う前に、平塚市身体障害者用自動車改造助成事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて市長に提出するものとし、その際自動車運転免許証等により助成対象者の確認を行うものとする。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許を受けていることを確認できるもの（自動車運転免許証の写し、マイナポータルから運転免許情報を印字したもの等）
- (3) 自動車の所有者を確認できるもの（自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し等）
- (4) 改造の箇所及び改造経費を明らかにした見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理した場合は、内容を審査の上、助成の可否を決定し、平塚市身体障害者用自動車改造助成事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(改造の精算報告)

第6条 申請者は、身体障害者用自動車の改造を完了した日から起算して30日以内に、平塚市身体障害者用自動車改造費精算報告書（第3号様式）に自動車改造支払明細書（領収書等）、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 市長は、助成の状況を明らかにするために自動車改造助成費助成簿を整備するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。